

静岡市における巡回相談支援事業比較票(1/2)

資料1-1

分野	福祉	福祉	福祉
所管課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課
事業名	支援体制サポート強化事業	相談支援事業(障害児等療育支援事業)	相談支援事業(障害児等療育支援事業)
開始年月日	平成22年4月1日	平成9年(当時障害児(者)地域療育等支援事業)、障害児等療育支援事業としては平成22年4月1日	平成22年4月1日
事業目的	地域における支援体制強化のため、巡回指導を集中的に実施し必要な相談、助言を行うことで支援スキルの向上等を行い、支援体制の充実を図る。	初め国庫事業の障害児(者)地域療育等支援事業に基づくものであったため、受託施設である「静岡医療福祉センター」の持つ「医療に基づく療育支援機能」を、その地域へ還元することを目的としている。またいきなり医療機関への受診は保護者の不安が大きく、こちらから出向くことで保護者が相談しやすい環境づくりを心掛け、必要性に応じて早期受診につないでいる。	発達障害や関わりに困難さを抱える児が増えており、そのような児が通園している園に対して、児への対応についてアドバイスすることにより、早期からの支援体制を整える。
対象施設	・公立幼稚園 ・公立保育園 ・公立小学校	・公立幼稚園 ・公立保育園 ・未就学の児童	清水区内公立幼稚園
事業内容	「発達障害者支援センターきらり」 ①関係機関職員への発達障がいのある子ども等に対する支援技術の指導 ②関係機関職員への具体的な支援事例に対する専門的助言 ③関係機関における個別支援計画作成の援助 ④関係機関と発達障害者支援センターとの連絡調整 ⑤地域の発達障がいのある子ども等の情報収集 ⑥関係機関で使える分かりやすい普及啓発冊子の作成 ⑦その他委託者が必要と認める業務	「静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室やさしい街に」内容は発足時と変わらないが、現在の事業は静岡市障害者等相談支援事業の中の障害児等療育支援事業における訪問療育等支援事業にあたる ①気になる子や、障がい児の保護者および児を支援する関係機関職員に対するDrが対応する医療的な相談 ②医療ニーズ発生時適切な手順の助言 ③福祉ニーズ(障害福祉サービスの利用や虐待の疑いなど)発生時に関係機関との連絡調整と児および保護者への支援体制づくり ④その他委託者が必要と認める業務	「障害者相談支援センターわだつみ」 区内の幼稚園を訪問し、発達の気になる子どもの行動を観察後、児への対応について職員とカンファレンスを実施する。 職員の困り感を解消するための助言で終わらせるのではなく、できるだけ集団で考えるという立場から、前期、後期の2部制で行う。前期は対象児の観察と担当職員とのカンファレンス、後期は前期のアドバイスの下、園での保育実施後、園全体で再検討会を行なう。
所要時間	1日(午前:行動観察、考察 午後:カンファレンス)	おおよそ午前中のみ8:30~12:30の間	半日(前期:対象児の観察、カンファレンス 後期:再検討会)
巡回員	2名	3名(平成24年度はDr2名で同行平成25年度は1名で行っている、他事業担当1名)	3名
巡回員の資格等	【巡回者】発達障害者支援センター職員 ※知障害児通園施設等において、発達障がい児への療育的支援経験がある者が担っている。(社会福祉士・心理士)	【巡回者】Dr、事業担当者については静岡市障害者等相談支援事業の中にある静岡市障害児等療育支援事業のため「相談支援専門員」の資格者となる。	【巡回者】臨床発達心理士(外部講師) 障害者相談支援センターわだつみ職員(法人内の各施設において、幅広い年齢層の知的障害者の支援や相談・療育の経験がある者が担当)
対象機関の募集及び選定方法	園長会等で説明を行い訪問希望園を募集をする。希望園・学校が直接発達障害者支援センターへ申込みを行い、希望の中から各区のバランスを考慮し決定する。	保育課の協力を得て園長会で会場を決めていただき、参加者については実施会場の園長が取りまとめをする。発達障がい児に限らず、対象は身体障がい児の方や未受診の「気になる子」も対象になっている。	清水区内公立幼稚園に巡回相談通知文を送付する。希望園から障害者相談支援センターわだつみへ申し込みをしていただき、申し込み順に受け付ける。
実績	【訪問園】 H23 H24 ・公立保育園 6園 6園 ・私立保育園 6園 9園 ・公立幼稚園 1園 1園 ・私立幼稚園 5園 5園 【小学校】 H23 H24 ・公立小学校 5校 5校	【訪問園】・公立保育園 H23 10園 H24 10園 【相談園】・公立保育園 H23 10園 H24 3園 実施会場は静岡市内公立保育園(旧障害児指定園を中心)10か園であるが、ただし対象者は市内の未就学児となるため、会場となる園以外からも参加は多くある(平成25年度は12か園予定)。	【訪問園】 H23 1回実施 H24 ・清水区内公立幼稚園 1園(前期1回、後期1回) ・清水区内私立幼稚園 4園(前期1回、後期1回)

静岡市における巡回相談支援事業比較票(2/2)

分野	保育	教育
所管課	保育課	学校教育課
事業名	障害児巡回指導・巡回相談	特別支援教育推進事業(専門家チーム、特別支援相談員)
開始年月日	平成17年4月1日	平成18年4月1日
事業目的	大学教授が保育園へ巡回し、障がい児や気になる子の保護者、保育士の支援スキル向上を図るための助言等を行う。	特別な支援を必要とする子どもへの教育的対応について、専門的な知識と経験のあるスタッフが子どもの状況を把握し、学校(園)や保護者に対して、意見の提示や助言を行う。
対象施設	公私立保育園	・公立幼稚園 ・公立小学校 ・公立中学校
事業内容	①園児の行動観察及び分析 ②保護者及び担当保育士に対してサポートプランや調査票をもとに相談や助言を行う。 ③園児に対して適切な支援をするため、保育士のスキルアップを図る。	①園や学校における幼児、児童生徒の行動観察及び分析 ②検査の実施及び分析(保護者が希望する場合) ③該当職員(担任、コーディネーター、養護教諭、支援員等)への意見提示及び助言(個別の教育支援計画の作成、校(園)内支援体制の検討、保護者支援の在り方等) ④保護者への意見提示及び助言(保護者が希望する場合) ⑤校(園)内研修での指導、助言(個別の支援計画作成、校(園)内支援体制の検討、保護者支援のあり方等)
所要時間	午前10時～12時(二時間)	半日～1日(行動観察、検査、保護者面談、関係職員検討会)
巡回員	2名	5名(専門家チーム)、9名(特別支援相談員)
巡回員の資格等	【巡回者】静岡大学准教授(学識経験者)	【専門家チーム】臨床発達心理士、特別支援教育士 【特別支援相談員】専門的な識見、経験をもつ者
対象機関の募集及び選定方法	各園へ案内文を配布し、希望園が保育課へ申込みを行う。保育課で希望園を割り振り、巡回園を決定する。	各園に通知するとともに、特別支援教育コーディネーター連絡会にて周知を行い、希望園・校が特別支援教育センターへ申込みを行う。その後、特別支援教育センターで園・学校を決定する。
実績	【訪問園】 H23 H24 ・公立保育園 29園 28園 ・私立保育園 9園 10園 【相談園数】 H23 H24 ・公立保育園 7園 6園 ・私立保育園 3園 4園	【訪問校】 H23 H24 H24 ・公立小学校 52校 56校 公立幼稚園 3校 ・公立中学校 13校 15校 【幼児相談件数】 H23 H24 ・葵区 99件 84件 ・駿河区 74件 67件 ・清水区 169件 82件